

南海トラフ地震防災規程

(予防規程)

(目的)

第1条 この地震防災規程は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波からの円滑な避難に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発令された場合における防災に関する業務を行うため、地震防災隊を次のとおり編成し、次条から第7条までの任務分担により行動する。

担 当		職・氏名	
地震防災隊長			
地震防災副隊長			
情報収集連絡班	班長		
	班員		
避難誘導班	班長		
	班員		
救急班	班長		
	班員		

(隊長等の権限及び任務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）等の伝達等が機関内部において、確実に情報が伝達されるように経路及び方法を定め、災害に関する会議に準じた組織を設置し、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認し、その内容を定める。

南海トラフ地震が発生し、地震に伴う津波警報等が発表された場合に、次の措置を講ずる。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。

- (2) 地震の発生を班長に伝達するとともに、建物内の全員に必要な措置について周知する。
- (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。
- (4) 従業員を に集合させ避難させる。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その職務を代理する。

(情報収集連絡班の任務)

第4条 情報収集連絡班は、次の活動を行う。

- (1) ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告する。
- (2) 地震及び津波に関する情報、及び隊長の指示の内容等、防災上必要な情報を、放送設備等により、顧客、従業員に伝える。
- (3) あらかじめ、顧客等に対する情報伝達のための放送文等を定めておく。

(避難誘導班の任務)

第5条 避難誘導班は、次の活動を行う。

- (1) 建物内の避難経路の安全を確認し、津波が回避できる場所までの避難経路を示した地図の掲出など、必要な措置を講ずる。
- (2) 拡声器等で顧客などに、落ち着いて行動するよう呼びかけ、混乱防止に努める。
- (3) 避難の方向等を説明し、隊長の指示により屋外に避難誘導する。

(救急班の任務)

第6条 救急班は、次の活動を行う。

- (1) 傷病者がいる場合は安全な場所を確保し、必要な措置を行う。
- (2) 通常時から救急資機材を備蓄し、救命講習等の救急に関する知識及び技術を習得し、救急体制を確立する。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況などから、この地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

2 班長は、班がこの地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(訓練)

第8条 隊長が行う防災訓練は、情報収集・伝達に関する訓練、津波からの避難に関する訓練等の南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上行う。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加する。

毎年 月 地域住民等及び地方公共団体参加型防災訓練実施

(教育)

第9条 隊長が従業員等に対して行う教育は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）の内容及び措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第10条 顧客等に対する広報の実施方法及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 顧客等に対する広報の実施方法 (例) 非常放送、拡声器を使用して伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動・自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(応急的保安措置)

第11条 応急的保安措置（緊急点検・巡視・充填作業、移替え作業等の停止等）の実施にあたっては、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）等が出されたとき及び南海トラフ地震が発生したとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。

(災害応急対策をとるべき期間)

第 12 条 後発地震に対して注意する措置をとるべき期間

※ 避難場所